

姫路市市民活動・協働推進事業計画
～みんなが主役！ みんなで行動～

令和3年3月
姫路市

目 次

第4次計画の策定にあたって	P 1
姫路市の市民活動及び協働推進施策	P 2
姫路市の市民活動及び協働の現状	P 3
第3次実施計画までの進捗状況及び今後の取り組み	P 8
第4次実施計画	
基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います	
1-① 市民活動への市民参加の促進	P 15
1-② 行政職員の意識の向上	P 16
1-③ 交流機会の充実と対話の促進	P 17
基本指針2 情報の共有を進めます	
2-① 体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供	P 18
基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます	
3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実	P 19
3-② 地域における市民活動等の場の充実	P 20
3-③ 公共施設等の利用の促進	P 20
基本指針4 担い手づくり（団体、人材育成）に努めます	
4-① 学習機会等（研修会、セミナー等）の提供	P 21
4-② 担い手の確保と育成	P 22
基本指針5 市民活動支援機能の充実に図ります	
5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化	P 23
5-② 様々な財政的支援の活用	P 24
基本指針6 民間相互の協働を推進します	
6-① 地域における協働の推進	P 25
6-② 多様な主体との協働の推進	P 26
基本指針7 行政との協働を推進します	
7-① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革	P 27
7-② 協働を推進するための仕組みづくり	P 28
計画の進行管理	P 29
第4次市民活動・協働推進事業計画進捗状況調書	P 31
姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会での検討経緯	P 33

第4次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

姫路市では、市民活動や協働の推進について基本的な考え方を整理し、その方針を示した「姫路市市民活動・協働推進指針」を平成19年3月に策定しました。

この指針に基づき、平成20年3月に具体的な推進施策を定めた「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を、平成23年3月に「第2次計画」を策定、平成28年3月には「第3次計画」を策定し、「姫路市総合計画 ふるさとひめじプラン2020」の4つの基本目標の一つとして掲げる「ふれあいと賑わいある 協働・交流都市」の実現に向け、参画と協働のまちづくりを進めてきました。

また、平成25年12月に施行した「姫路市まちづくりと自治の条例」では、住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現を目指して、行政運営の基本原則や参画と協働など、市のまちづくりを進めるための考え方等を定めました。

「第4次計画」では、令和3年度から始まる新たな「姫路市総合計画」の市民活動分野の目標である「多様な主体が輝くまち」の実現に向けた取り組みを進めるため、第3次計画に引き続き、協働の推進等の施策、住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現に向けた基本施策と取り組み内容等を示しております。

急速な少子高齢化・人口減少等社会環境の著しい変化により、市民や地域等が持つ力を活用した活動がこれまで以上に必要とされています。その状況を踏まえ、本市の特性である地域における自治会を中心とした地縁系団体とNPO法人やボランティア団体、企業、教育機関、個人などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し活躍できる社会の実現に向けた計画としております。

2 計画期間

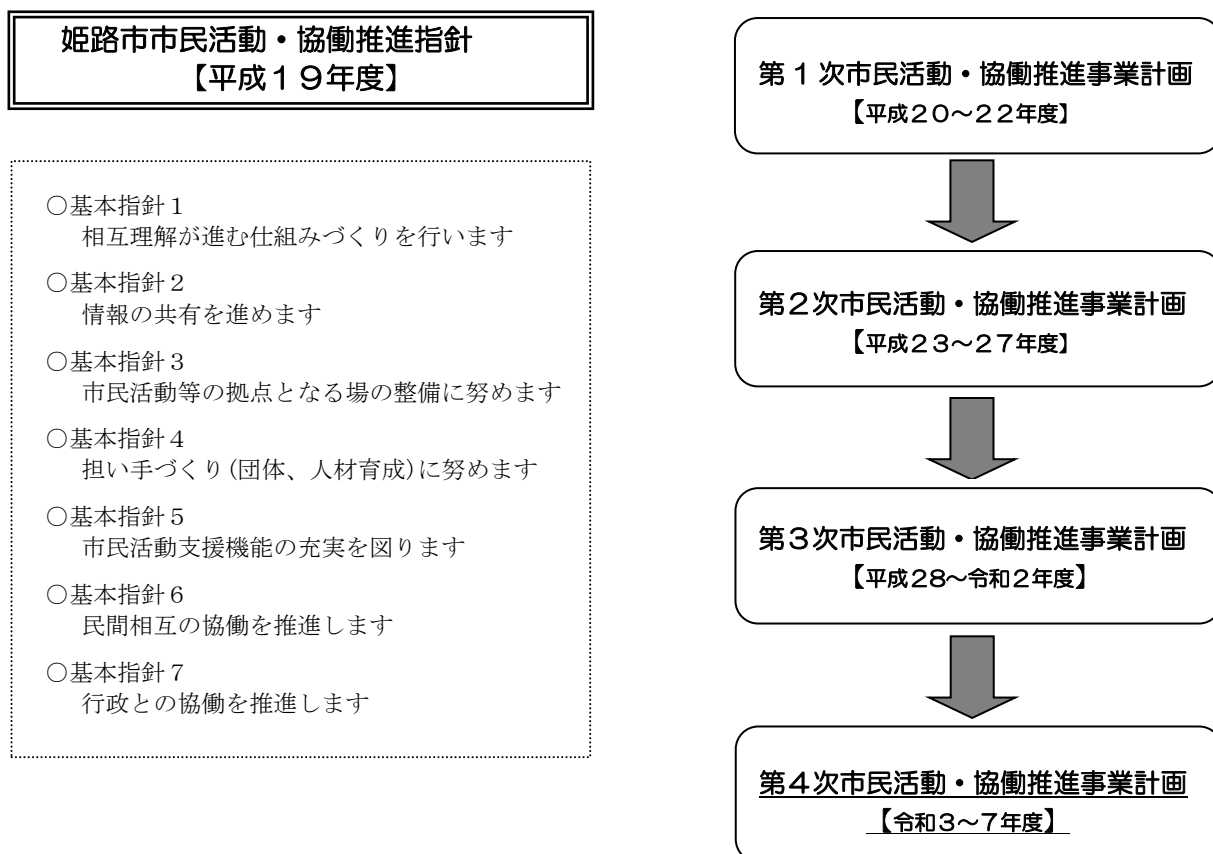
本計画は令和3年度から令和7年度までの5ヵ年計画とし、令和7年度中に計画内容を見直します。なお中間年である令和5年度には、有識者等による懇話会において事業の進捗について、意見を聴くこととし、必要に応じて計画の内容を修正することとします。

3 今後の展開

計画に掲げる施策は、市民局市民活動推進課が推進母体となって庁内全体への働きかけを行っていくものとします。

姫路市の市民活動及び協働推進施策

1 姫路市の市民活動・協働推進施策体系



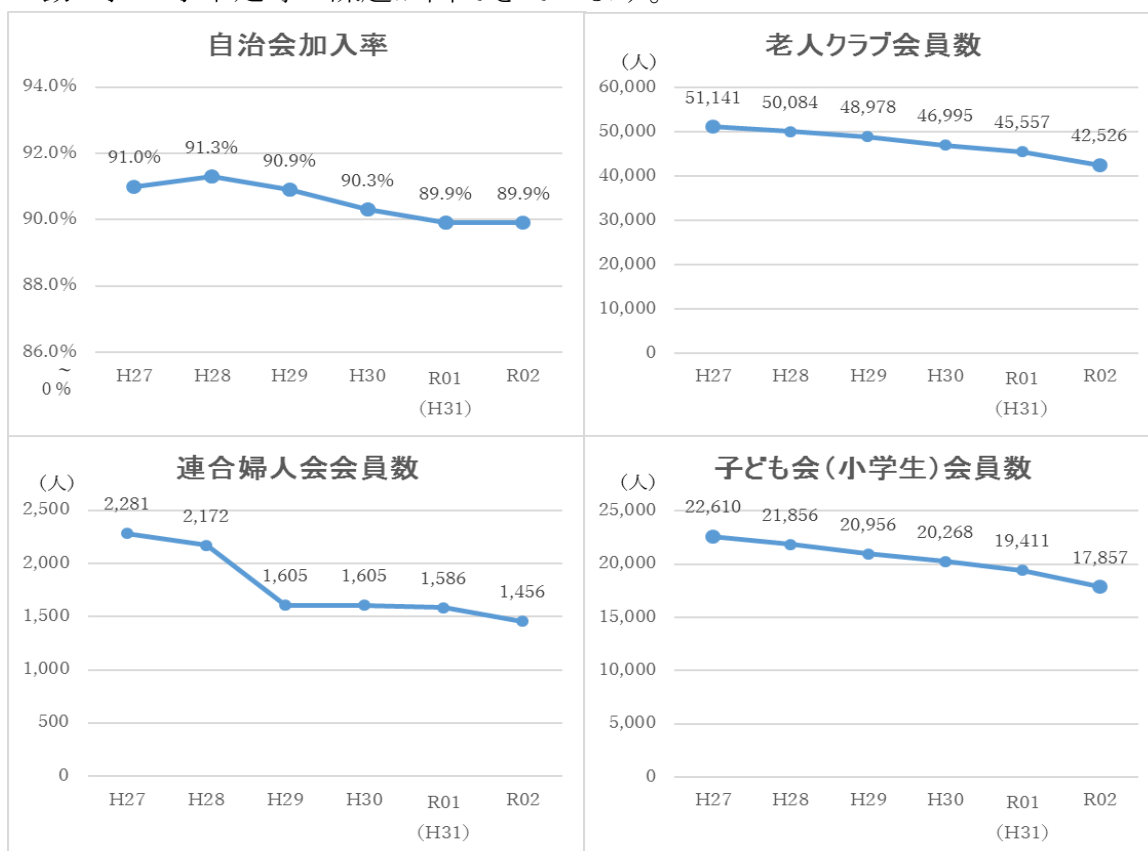
2 これまでの主な取り組み経緯

平成15年	1月	姫路市NPO法人活動支援室を設置（市民会館内）
	7月	市民参画室の設置
平成16年	4月	市民参画部市民活動推進課の設置
	12月	市民活動に関する市民意識調査（17年3月まで）
平成17年	5月	NPO等研究会の実施（18年3月まで）
平成18年	7月	姫路市市民活動推進懇話会の設置
		提案型協働事業制度の創設
平成19年	3月	姫路市市民活動・協働推進指針の策定
平成20年	3月	第1次姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定
平成20年	8月	市民活動・ボランティアセンター設置準備会議の設置
平成21年	5月	市民活動・ボランティアサポートセンターの設置
平成23年	3月	第2次姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定
平成25年	12月	姫路市まちづくりと自治の条例の施行
平成28年	3月	第3次姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定

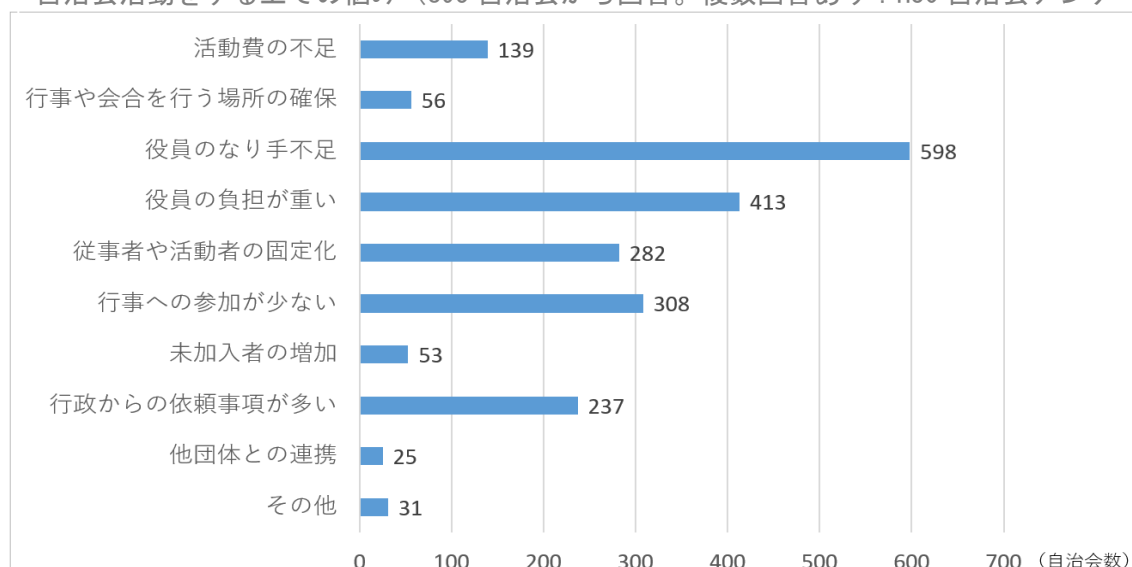
姫路市の市民活動及び協働の現状

1 地域活動団体の現状

姫路市では、自治会加入率が全国の中核市の中でも高い水準にある特長を活かしつつ、多様な地域団体が協働して地域コミュニティ活動を実施しています。しかし、それぞれの活動団体の加入率や会員数は減少傾向にあり、活動の担い手不足等の課題が出てきています。

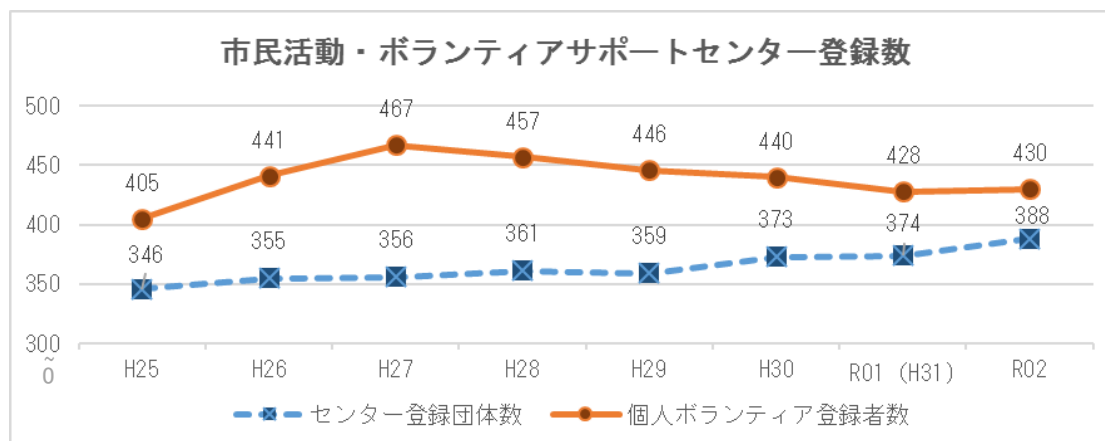


自治会活動をする上での悩み（895 自治会から回答。複数回答あり：H30 自治会アンケート）



2 市民活動・ボランティアサポートセンターでの活動状況

平成21年5月に設置された市民活動・ボランティアサポートセンターの個人ボランティア登録者数は平成27年度をピークに微減傾向、登録団体数は漸増傾向にあります。



3 市民意識調査

市民意識の把握と今後の市民参加のあり方を検討し、本計画策定の参考とするため、市民意識調査を実施しました。

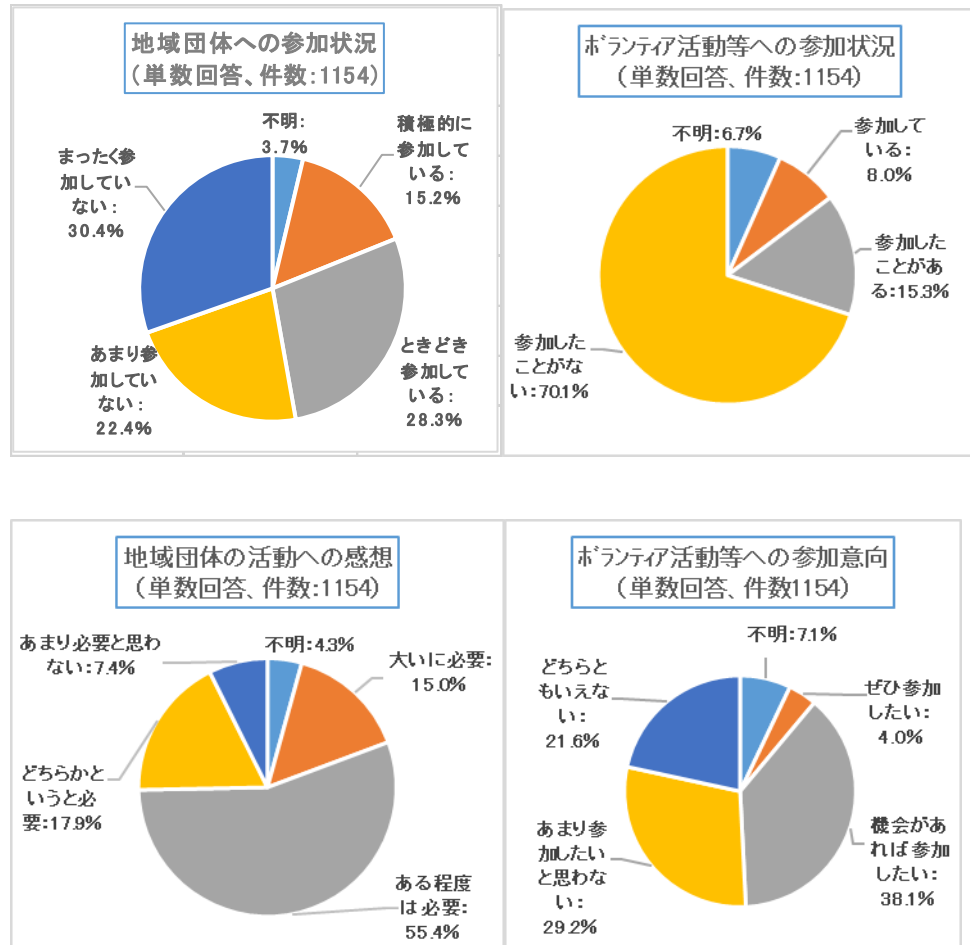
① 概要

調査対象者 市内に住所を有する20歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
調査方法 調査票の配布・回収ともに郵送法
調査の期間 令和2年5月13日(水)～29日(金)
回収率 38.6%

② 調査結果

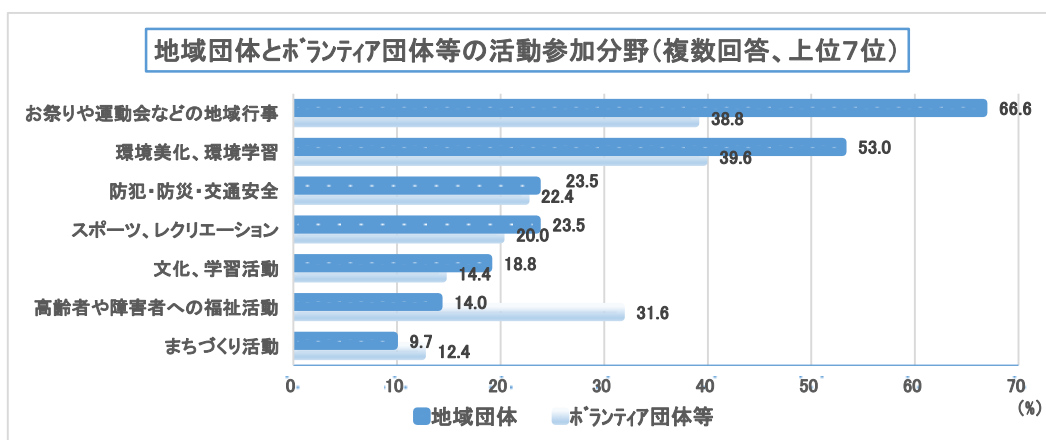
ア 地域団体、ボランティア団体・NPOへの関わり

地域団体の活動には、回答者の4割強の人が積極的に参加、又はときどき参加しており、地域団体の活動が必要と考える回答者も9割弱にのぼりました。また、ボランティア団体・NPO活動に関しては、約4割の回答者が参加を希望している一方で、7割の人が参加したことがないと回答しています。



イ 団体活動の参加分野

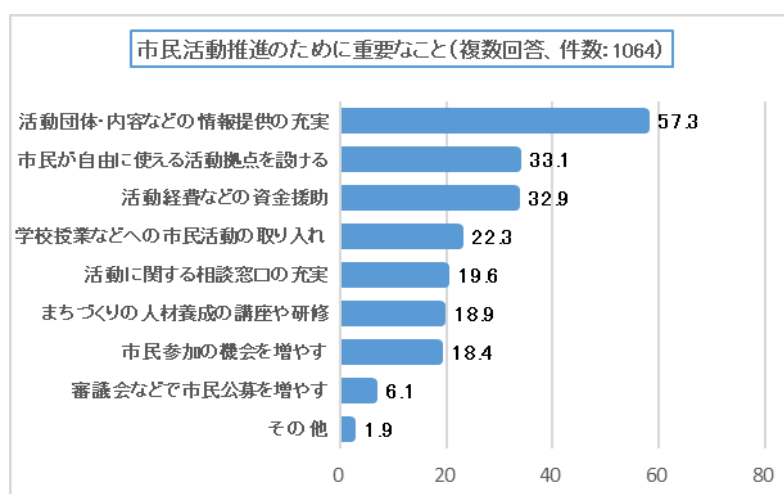
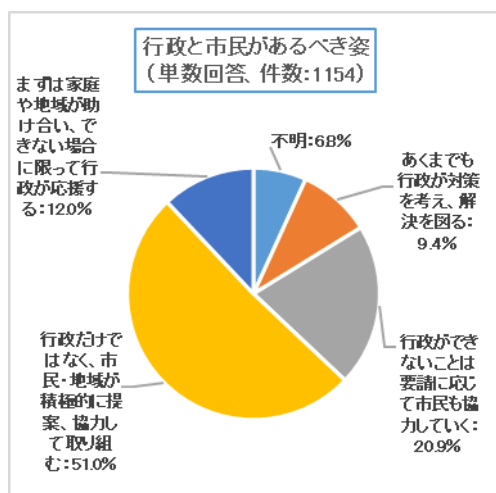
活動参加状況は、地域団体では「お祭りや運動会などの地域行事」や「環境美化、環境学習」、「防犯・防災・交通安全」が、ボランティア団体・NPOでは「環境美化、環境学習」や「お祭りや運動会などの地域行事」、「高齢者や障害者への福祉活動」が多くなっています。



ウ 市民活動の今後のあり方

地域の問題解決に向けた行政と市民のあり方として、「行政だけではなく、市民・地域が積極的に提案、協力して取り組む」が最も多く、回答者の５割超は行政との協働が必要と考えています。

また、市民活動推進のために必要なことでは、「活動団体や活動内容などの情報提供の充実」が突出して多くなっています。



4 国内外の動向等

① 災害時におけるNPO・ボランティア等の活動

ボランティア元年と呼ばれた平成7年の阪神・淡路大震災以降、被災者支援制度の幅が広がるにつれて、被災者の要望・ニーズも多様化し、その対応にあたるNPO・ボランティア等の活動も多彩なものとなっています。

数多くの多様な主体が幅広い被災者支援活動を行う中で、従来の災害ボランティアセンターが担っていたボランティアのコーディネートの役割に加え、より多様な活動を展開するようになったNPO・ボランティア等の活動を調整する組織（中間支援組織）も必要となってきています。

② 持続可能な開発目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、17のゴール（目標）・169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。持続可能な社会の構築に向けて、自治体をはじめとした多様なステークホルダーによる様々な取り組みの推進や連携の強化が求められています。（外務省ホームページより）



本計画は、17のゴールのうち、特に「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」に関係しています。

③ ICT等の最新技術の活用

国が提唱している Society 5.0(ソサエティ 5.0)では、I o T(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出されるとともに、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されるとされています。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会になるとされています。（内閣府ホームページより）

④ 新型コロナウイルス感染症の影響等

兵庫県では、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、規定等に基づく緊急事態措置を実施しました。令和2年5月21日、緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、市民活動の様々な分野で事業の中止、活動の自粛など多大な影響を受けており、解除後も感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提とした対応が求められています。



感染拡大防止に向けたポスター「ひようごスタイル」（兵庫県）

第3次実施計画までの進捗状況及び今後の取り組み

基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います

【施策】

- ①市民活動への市民参加の促進
- ②行政職員の意識の向上
- ③交流機会の充実と対話の促進

【施策ごとの評価】※

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①市民活動への市民参加の促進	A	A	A	B
②行政職員の意識の向上	A	A	A	A
③交流機会の充実と対話の促進	A	A	A	A

【進捗状況】

概ね計画どおり進捗しています。ボランティア活動への幅広い世代での参加に向け、若年層向けの啓発事業を実施する等、新たな取り組みも行われています。

【今後の取り組み】

◎市民、職員ともに幅広い世代への啓発をどのように進めるか

引き続き、若年層へのボランティア啓発・体験事業を充実させるとともに、ボランティア募集情報等の効果的な収集・提供を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。(1-①)

また、職員の協働等に対する意識向上のため、さらなる職員研修の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動への積極的な参加を促す仕組みを検討します。(1-②)

さらに、市民活動・協働における進捗度の質的評価に向け、市民活動団体及び職員に対するアンケート調査を隔年に実施します。(1-②③)

※【施策ごとの評価】の判定基準

各施策に該当する事業の担当部署による自己評価（S～C）を、下記の基準により評価したもの。

評価	指 標	判定基準
S	予定を上回る	A判定以上が100%、かつ、S判定が66%以上
A	概ね予定どおり	B判定以上が90%以上、かつ、A判定以上が66%以上
B	やや予定を下回る	B判定以上が66%以上
C	予定を下回る	上記以外

基本指針2 情報の共有を進めます

【施策】

①体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供	A	A	A	A

【進捗状況】

「市民活動ネットひめじ」¹のリニューアルや「ひめじボランティアメール」²の配信、フェイスブックの活用などを通じた積極的な情報提供等、概ね計画どおり進捗しています。

【今後の取り組み】

◎どの媒体でどのような情報を発信するか

引き続き、「市民活動ネットひめじ」や「ひめじNP0・ボランティア通信」³、フェイスブック等を活用し、積極的な情報提供等に努めるとともに、様々なソーシャルメディアの特徴を把握の上、活用を検討していくなど、対象者を意識した情報提供や情報交換を行い、一人ひとりが参画しやすい環境整備に努めます。

¹ 姫路市の市民活動情報を配信するためのインターネットサイト。登録した市民活動団体が各団体の情報を掲載することができる。

² 登録した市民活動団体や個人へボランティアの募集情報や講座の情報、イベント情報などをメールにて配信。

³ ボランティアの募集情報や講座の情報、イベント情報などを掲載した広報紙。毎月1回発行し、公民館や市民センターなどで配布。「市民活動ネットひめじ」にも掲載。

基本指針３ 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます

【施策】

- ①市民活動・ボランティアサポートセンターの充実
- ②地域における市民活動等の場の充実
- ③公共施設等の利用の促進

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①市民活動・ボランティアサポートセンターの充実	A	A	A	A
②地域における市民活動等の場の充実	A	A	A	A
③公共施設等の利用の促進	A	A	A	A

【進捗状況】

概ね計画どおり進捗しています。各種広報媒体等を活用し、市民活動・ボランティアサポートセンターの活動を市民に周知するとともに、交流・情報交換の場として「ひめじおんまつり」⁴を開催しています。また、地区連合自治会組織を中心とした各種団体で構成する地域づくり推進協議会への支援や、地区連合自治会毎に公民館など公共施設等に行政事務補助員を配置することへの支援など、地域における市民活動の場の充実にに向けた取り組みを行っています。

【今後の取り組み】

◎持続可能な活動を支える拠点をどのように充実させていくか

引き続き、各種広報媒体等の活用や「ひめじおんまつり」の開催などを通じて市民活動・ボランティアサポートセンター利用のPRを進めながら、拠点としてのセンター機能の充実に努めます。(3-①)

また、地域活動を将来にわたって持続可能なものにするため、地域の多様な特性、ニーズを踏まえた上で、地域活動の組織づくり支援や公民館等の公共施設の活用を検討を進めます。(3-②)

さらに、公共施設の利用の促進を図るため、各種ボランティア活動を行う団体に対する施設減免制度の充実に努めます。(3-③)

⁴ 市民活動・ボランティアサポートセンターに登録している市民活動団体が集まり、日ごろの活動の成果を発表するイベント。

基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます

【施策】

- ①学習機会等（研修会、セミナー等）の提供
- ②担い手の確保と育成

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①学習機会等（研修会、セミナー等）の提供	B	A	B	B
②担い手の確保と育成	A	A	A	A

【進捗状況】

概ね計画どおりに各種ボランティアや人材育成のための講座等を開催していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止される講座があるなど、一部、計画を下回っています。

【今後の取り組み】

◎学習機会をどのように提供し、人材の育成を進めるか

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、新たな生活様式に配慮した形で、研修会、セミナー等を継続的に開催することで、学習機会の提供と人材育成に努めます。(4-①)

また、ボランティア登録制度⁵においては、一定の専門性の確保や幅広い年齢層が活躍できる内容の検討を行い、登録制度の充実と活用に努めます。

さらに、地域の様々な課題の解決や地域の活性化のため、専門家の派遣を行う「地域コミュニティ活性化アドバイザー」⁶の活用を進めます。(4-②)

⁵ 市内でボランティア活動を始めたい人や活動している人にボランティアの募集情報等を提供する制度。

⁶ 地縁系の市民活動団体による課題解決に向けた取り組みに対し、助言を行う専門家を派遣したり、団体が開催する研修会や講座などに講師を派遣したりする制度。

基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります

【施策】

- ①相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化
- ②様々な財政的支援の活用

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化	A	A	A	A
②様々な財政的支援の活用	A	A	A	A

【進捗状況】

相談内容の充実や協働関係機関との連携強化を図ることで、概ね計画どおり進捗しています。

また、財政的支援についての情報の収集・提供をはじめ、申請に係る相談機能の確保を図りながら、先進市の事例調査、研究に努めてきました。

【今後の取り組み】

◎財政的支援をはじめ、市民活動団体への支援をどのように充実させるか

引き続き、市民活動団体への細やかな支援を実施できるよう、関係機関との連携に努めるとともに、平時のみならず災害有事にも備え、社会福祉協議会や中間支援団体、庁内関係各課等とさらなる連携強化を図ります。（５－①）

また、提案型協働事業⁷においては、市民活動団体のノウハウや活力を活かすため、より多様な団体の支援となるよう新規団体の育成や民間相互の協働等につながる方策を検討します。（５－②）

⁷ 市民活動団体から姫路市と協働で取り組む公益性のある事業を募り、審査を通過したものについて助成金を交付する制度。

基本指針6 民間相互の協働を推進します

【施策】

- ①地域における協働の推進
- ②多様な主体との協働の推進

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①地域における協働の推進	A	B	A	A
②多様な主体との協働の推進	A	A	A	A

【進捗状況】

地域における協働の推進を図るため、地域づくりハンドブックの作成や市ホームページにおいて地域コミュニティ情報の発信を行うなど、概ね計画どおり進捗しています。また、企業・教育機関の支援情報・活動情報の収集・提供に努めています。

【今後の取り組み】

◎団体間の協働につながるよう、どのように情報発信していくか

引き続き、リニューアルした「市民活動ネットひめじ」や「ひめじNPO・ボランティア通信」、市ホームページなどを通じた情報発信に努めます。（6－①）

また、地域における学校との協働事例情報を収集し、これらの情報を提供することにより、学校と地域との協働のすそ野を拡げます。さらに、団体間の協働につながる情報の収集と、情報提供する時期や媒体等を工夫し、より効率的で有用な情報提供を行います。（6－②）

基本指針7 行政との協働を推進します

【施策】

- ①市民意識の醸成と行政職員の意識の改革
- ②協働を推進するための仕組みづくり

【施策ごとの評価】

施 策	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
①市民意識の醸成と行政職員の意識の改革	A	B	A	A
②協働を推進するための仕組みづくり	A	B	A	A

【進捗状況】

協働事例集や協働マニュアルの作成、配布による協働手法を学ぶ機会の提供、企業、大学等との包括連携協定の締結など、概ね計画どおり進捗しています。

【今後の取り組み】

◎協働の促進につながるような仕組みづくりをどのように行うか。

引き続き、職員研修の実施や協働事例集の作成、市政出前講座の実施等により、市民意識の醸成と職員意識の改革等による市民と行政との協働を推進していきます。(7―①)

また、提案型協働事業においては、行政と市民活動団体との協働を促進するため、より多様な団体が対象となるよう制度の見直しや、事業継続についてのフォローアップ調査等を行います。さらに、市民活動団体や企業、学校等と行政との協働協定（協働契約）についても検討、実施します。(7―②)

第4次実施計画

姫路市の市民活動及び協働の現状や、第3次実施計画までの進捗状況等を踏まえ、第4次実施計画を以下のとおり策定します。策定にあたり、計画期間中に特に取り組むべき項目を重点項目として設定しています。重点項目は、市民意識調査の結果等から、主に情報収集・提供にかかる項目に設定し、重点的に取り組むことで、市民活動及び協働の推進につなげます。

基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います

市民活動団体と行政との協働関係を構築するためには、お互いの考え方の違いや組織の特徴をそれぞれがより一層理解する必要があります。

基本指針1-① 市民活動への市民参加の促進

市民活動に参加するきっかけや機会の創出、情報の提供、相談を中心とした施策を実施します。また、市民活動に対する市民等の理解を深めるため、行政や市民活動団体その他市民活動に関わる団体が協働して啓発事業を行います。加えて、ソーシャルメディアを活用し、若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくりに努めます。

重点1 情報提供

- ・ ボランティア登録制度の運用【変更】
- ・ ボランティア募集情報等の収集・提供
- ・ ひめじNPO・ボランティア通信の内容の充実、配付先の拡充
- ・ 市民活動ネットひめじの利用PR
- ・ ソーシャルメディアの積極的な活用（再掲）【変更】
- ・ 地縁系の市民活動団体の活動情報の発信（再掲）

2 相談

- ① 市民活動・ボランティアサポートセンターでの相談体制の充実
- ② ICTを活用した相談体制の検討（本掲）【新規】

3 啓発

- ① 市政出前講座⁸の実施
- ② ボランティアに関するマニュアル、手引きの配付・活用【変更】
- ③ 市民活動に関する公開講座の実施
- ④ 若年層向け啓発・体験事業の充実【新規】
- ⑤ 地域活動への参加の啓発【新規】

⁸ 市政や市民生活に身近な問題等をテーマにした講座（令和2年度現在、138講座）で、市職員が講師として各地域に出向いて実施する。

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	①継続実施 ②検討				
			(中間報告)		
3	①～③継続実施 ④、⑤実施				

基本指針1-② 行政職員の意識の向上

特定部局の担当者に限らず、職員全体が市民活動や協働に関する理解を深め、市民との協働に向けて市民の活躍を支援する方向への意識転換を図るため、意識啓発につながる研修等を実施するとともに、ボランティアや地域活動への参加を促進します。また、隔年で職員の協働に関する認識度を測るアンケート調査を行い、庁内全体で職員の協働意識が向上するよう働きかけます。

- 1 職員研修の充実（本掲）
 - ・ 初任者研修等の階層別研修の実施 等（本掲）【変更】
- 2 ボランティアや地域活動への職員参加の促進
- 3 市民活動団体の情報収集・提供、相談
 - ・ 庁内への情報提供、相談
- 4 市民活動及び協働の推進に関する施策の総括
 - ・ 協働実態調査
 - ・ ヒアリングの実施
 - ・ 職員アンケートの実施（隔年）

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				

基本指針1-③ 交流機会の充実と対話の促進

これまで市民活動に興味や関心を持っていなかった市民等が活動に触れ、交流できる機会を充実させるとともに、市民活動団体間の連携・交流を促進します。また、具体的な協働の前提となる信頼感の向上のため市民活動団体等へのアンケートを通じた市民活動支援に対するニーズの把握や対話を促進していきます。

- 1 連携交流会の開催（本掲）【変更】
 - ・市民・ボランティア団体・NPO等の活動成果の発表の機会、交流の場を提供
 - ・市民活動団体等が主体となる交流事業の実施【変更】
- 2 市民活動に関する行事の開催協力
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンターの相談機能の充実
 - ・市民に開かれた相談窓口としてのPR
 - ・必要かつ適切なボランティア情報の提供【変更】
 - ・活動事例、支援情報等の情報量の充実
- 4 市民活動団体等へのアンケートの実施（隔年）【変更】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	—	実施	—	実施	—

基本指針2 情報の共有を進めます

市民活動を活性化させるためには、市民活動関係の様々な情報や行政に関する情報を市民、市民活動団体及び行政が共有することが大切です。

基本指針2-① 体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供 -----

行政サービスの内容や現状、計画の策定過程等の情報の積極的な公開に努めるとともに、市民活動に関する支援情報や市民活動団体の登録情報など協働にあたって必要となる多様な情報を体系化し使いやすく提供します。また、市民活動団体等が主体的に情報を受発信できるようソーシャルメディアを活用した環境づくりに努めます。

1 市民活動ネットひめじの運用、利用促進

- ・ボランティア情報の掲載、充実【変更】
- ・市民活動団体の利用PR
- ・利用団体の拡充検討

重点 2 市民活動や協働に関する情報の収集、提供

- ・ボランティア登録制度
- ・助成金情報
- ・市民活動団体情報 等

3 会議等の公開・公募委員、市民意見の募集制度等の利用PR

4 ソーシャルメディアの積極的な活用（本掲）【変更】

- ・市民活動の内容に応じた団体と情報の対象の絞り込み
- ・若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくり（スマートフォン等の活用）

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				

基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます

市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成など、市民活動への支援施策を促進させるためには、市民活動団体と市民、市民活動団体間の交流を深めることができるような活動の場の充実が必要です。

基本指針3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実

市民活動に関する情報収集・提供、人材育成、相談、連携・交流、団体支援等を中心に、行政と市民活動団体等の市民がよいパートナーシップを築くことを目的とした事業内容の充実に努めます。また、センターの運営体制については、これまでの運営状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ柔軟に対応していきます。

- 1 センター事業の充実とコーディネート機能の強化
 - ①既存の支援機関との連携、協力による活動団体の支援強化【新規】
 - ②情報収集、情報発信の強化とマッチング相談の充実【新規】
 - ③ＩＣＴを活用した相談体制の検討（再掲）【新規】
- 2 センターの利用ＰＲ
 - ・市広報の活用
 - ・ボランティア活動の手引きの配付・活用・内容の充実【変更】
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議の活用
 - ・外部メンバー等による事業内容の検証と意見交換【変更】
- 4 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催
- 5 既存の支援機関との連携、協力
 - ・分野別の市民活動支援機関や県等の支援機関との連携、ネットワーク化

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	①～②実施 ③検討		(中間報告)		
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				内容拡充
5	継続実施				

基本指針3-② 地域における市民活動等の場の充実

地縁系団体をはじめ市民活動団体等が地域での活動が充実できるよう、公民館や小学校等の公共施設を活用し、地区拠点として充実させるとともに、都市部、農村部などの地域の多様な特性、ニーズを踏まえた上で、その地域活動が将来にわたって持続可能となるよう地域での取り組みを支援します。

- 1 公民館や小学校等の公共施設等を活用した地区拠点の充実
- 2 地域ブロックで組織された地域づくり推進協議会⁹の活用

重点3 持続可能な地域活動に向けた取り組み支援（本掲）【新規】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	検討・実施				

基本指針3-③ 公共施設等の利用の促進

市民活動の目的に応じて効果的に公共施設等を活用できるよう、施設情報の集約と提供、ネットワーク化に努め、市民活動団体登録制度による支援を実施していきます。併せて民間施設や地域施設についても情報収集や紹介を行い、積極的に利用を推進していきます。

- 1 市民活動団体の登録制度の運用、支援内容の充実
 - ・団体登録制度による施設利用料の減免等
 - ・団体登録制度の支援内容の充実に向けた検討【変更】
- 2 利用可能施設の情報収集、紹介
 - ・公共施設に加えて、民間施設、地域施設の積極的な利用促進

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				

⁹ 地域づくり活動を発展させるために、市域の14ブロックで地域住民により自主的に組織された団体。

基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます

市民活動を活性化し、継続していくためには、市民活動を担っていく人材の育成や、将来的に市民活動を支えていく人材の確保が重要です。

基本指針4-① 学習機会等（研修会、セミナー等）の提供

市民活動のすそ野の拡大や市民活動団体の力量や運営能力を向上させることを目的とした講座や研修会を実施するとともに、兵庫県や中間支援組織等の関係機関と協力しながら学習機会を提供します。

重点1 研修会・セミナー等の充実、情報収集・提供

- ①市民活動基礎講座・体験講座
- ②ボランティア養成講座（活動内容に沿った専門研修）
- ③NPO法人マネジメント・会計講座
- ④協働コーディネーター¹⁰養成講座
- ⑤企画力・広報力向上研修 等
- ⑥地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施（再掲）
- ⑦提案型協働事業の活用
- ⑧地縁系の市民活動団体のリーダー向け研修の実施【新規】

2 市政出前講座の実施

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	①～⑦継続実施 ⑧実施				
2	継続実施				

¹⁰ 市民活動が円滑に行われるように、行政と市民、市民団体、事業者等との間に立って調整をする役割を担う者。

基本指針4-② 担い手の確保と育成

市民活動団体が活動を効果的に展開するには、組織や会員のリーダー役や協力してもらうボランティア等のコーディネーター、専門知識を持つアドバイザー等の果たす役割が重要です。そのため、豊富な経験を持つ担い手の活動への参加促進を図るとともに、新たな人材の育成につながる施策を検討し、実施していきます。

- 1 登録制度の充実と活用
 - ・ボランティア登録制度の充実【変更】
- 2 育成施策の検討・実施
 - ①地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施（本掲）
 - ②地域コミュニティ活性化アドバイザーの活用【新規】
- 3 コーディネーター養成講座の実施
 - ・ボランティア受け入れ講座 等

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				→
2	①継続実施 ②実施				→
3	継続実施				→

基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります

市民活動を活性化し、市民活動団体と行政との協働を推進するためには、より実効性を高めるための仕組みづくりが必要です。

基本指針5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化

市民活動・ボランティアサポートセンターを中心に市民活動に関する総合相談窓口の機能強化に努めます。また、平時のみならず、災害有事に備え、国や兵庫県、ひょうごボランティアプラザ、姫路市社会福祉協議会、大学・研究機関等の関係機関との連携・協力や各団体を中間的に支援する市民活動団体とも連携するとともに、支援していきます。

- 1 市民活動及び協働の相談窓口の充実
 - ・市民とのパートナーシップを前提とした分かりやすい説明と対応
 - ・市民に開かれた行政窓口としての意識啓発、PR
- 2 国・県等主催事業への参加、情報収集・提供
 - ・交流行事、ネットワーク会議 等
- 3 社会福祉協議会等既存団体と連携・協力した支援等の提供
 - ①災害ボランティアに関する取り組み
 - 災害ボランティアセンターの設置準備【新規】
 - 災害ボランティアセンターへの運営支援【新規】
 - 各種関係団体との連絡調整【新規】
 - 県域団体との連携【新規】
 - ②福祉ボランティア等の育成・支援に関する取り組み
- 4 各団体のニーズに応える中間支援団体との連携・支援

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	①実施 ②継続実施				
4	継続実施				

基本指針5－② 様々な財政的支援の活用

提案型協働事業等の既存の助成金制度や、市民活動団体の活動資金や活動拠点の整備に充てる基金等の情報を収集・提供します。また、その仕組みづくりについて検討します。

- 1 基金等による市民活動団体への支援の検討・実施【変更】
 - ・市民ファンド等の仕組みづくりやまちづくりサポート基金導入の検討
 - ・行政・市民・企業等の役割の研究【変更】

重点 2 提案型協働事業制度の充実

- ①新規団体の育成プログラムの検討（本掲）【新規】
- ②幅広い市民活動団体の利用促進・PR
- ③事業継続を見据えたフォローアップ調査の導入（再掲）【変更】
- ④民間相互の協働を促進する事業への対応検討（本掲）

- 3 公的団体・民間団体の財政的支援情報の収集・提供、相談対応

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	検討・実施	→	（中間報告）	→	→
2	①検討・実施 ②～④継続実施	→	→	→	→
3	継続実施	→	→	→	→

基本指針6 民間相互の協働を推進します

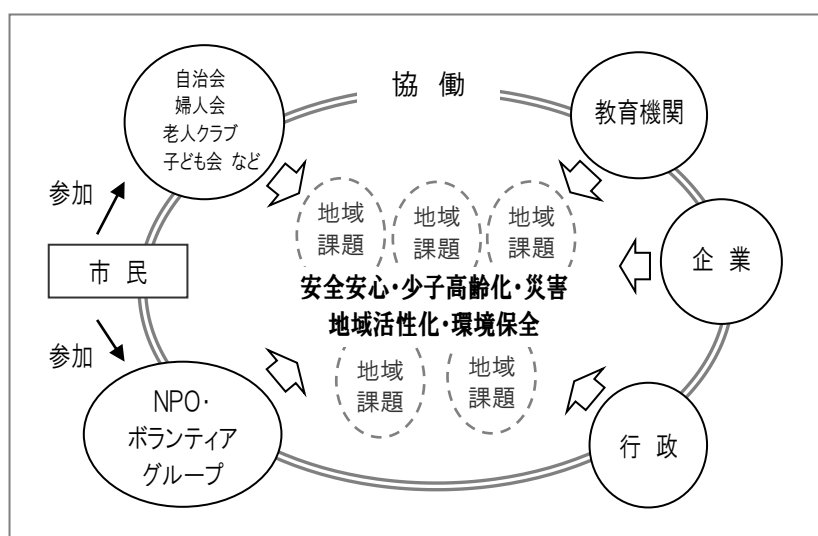
市民個人や市民活動団体だけでなく、企業の社会貢献活動や大学における地域貢献活動など、これらの活動や取り組みが活発に行えるよう、異なる団体間の協働への仕組みづくりが必要です。

基本指針6-① 地域における協働の推進

自治会等の地縁系団体によるコミュニティが形成され、地域内の住民が協力しながら地域課題の解決にあたっています。NPOやボランティア等の多様な市民活動団体がこうした活動に参加、協力していくことで、地域コミュニティの活性化が図られることから、地域への市民活動に関する理解促進、情報提供、コーディネート機能の充実等に努めます。

- 1 地域コミュニティ情報の発信支援
 - ・地縁系の市民活動団体の活動情報の発信（本掲）【変更】
- 2 地域の多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組む場づくり支援
 - ・地域課題の共有、解決手法の検討等のワークショップ支援
 - ・相談機能の充実 市政出前講座の活用 行政情報の提供
- 3 地域コミュニティを主体とした地域づくりの推進
 - ・地域づくりハンドブック¹¹の活用、見直しの検討【変更】
 - ・提案型協働事業の充実と効果的な活用（再掲）
- 4 災害時の地域対応力の向上に向けた取り組み【新規】

地域課題に対する取り組み



¹¹ 地縁系団体やボランティアグループ、NPO、行政、企業、教育機関等の多様な団体が連携、協力し、住民が主体となって地域の課題に対して取り組むために、地域づくりの理解促進に関する情報や取り組み方法等を紹介。

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	実施				

基本指針6－② 多様な主体との協働の推進

市民、地縁系団体、NPO、企業、教育機関など多様な主体の個性が発揮されるよう企業の特性を活かしたまちづくりに関する協定の締結、市民一人でも参画しやすい協働の仕組みの検討やNPO、企業、大学の社会的貢献に係る情報提供等の支援を行います。併せて市民活動団体に関する情報や活動ニーズ等の提供を行うとともに、NPO、企業、大学等が保有する知識や技術を市民活動の現場で活用できるよう、また、学生によるボランティアの参加促進を図るため、市内の大学、高校等の教育機関を中心として交流や情報共有に努めます。

- 1 企業・学校の支援情報や活動情報の収集・提供
 - ・学校と地域との協働事例の情報収集及び情報提供
 - ・企業、学校、市民活動団体とのパートナーシップマッチング事業の検討・実施【変更】
- 2 連携交流会の開催（再掲）【変更】
 - ・市民活動や協働に関する理解促進
 - ・活動への参加・協力、支援の呼びかけ
 - ・交流を通じた新たな協働による取り組み育成

- 重点** 3 市民活動情報（人材募集情報）の集約、提供
- ・ボランティア募集情報や協働に向けたニーズ、シーズの情報収集、提供

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				

基本指針7 行政との協働を推進します

市民等、多様な主体との協働を通して、地域社会の課題に市民と行政とが共に取り組み、市民や市民活動団体等の持つマンパワーやノウハウを、直接行政サービスに活かすことで、サービスの領域の広がりや質の向上にもつながります。

基本指針7-① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革

市民と行政が互いにまちづくりのパートナーであることの意識を高め、協働についての理解を深める取り組みを行っていきます。行政は市民の声を聞き、積極的に行政情報の公開に努めるとともに、職員が協働の相手方となる市民活動団体に対する理解を深め、共に課題解決に取り組めるよう、その手法を学ぶことができる機会を増やしていきます。

- 1 職員研修の充実（再掲）
 - ・ 初任者研修等の階層別研修の実施 等（再掲）【変更】
- 2 協働に関する相談体制の充実
 - ・ 市民及び職員からの相談対応
- 3 協働事例集の作成・活用【変更】
 - ・ 具体的な協働による取り組み手法、事例の紹介による理解促進、情報提供
- 4 市政出前講座の充実（本掲）
 - ・ 市民との対話と共に考える姿勢・手法

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施			内容拡充	
4	継続実施				

基本指針7-② 協働を推進するための仕組みづくり

提案型協働事業やこれまでの協働の先行事例等を踏まえて作成した協働マニュアルを活用し、市民と行政が信頼関係を深めながら、互いの長所や特性を活かした協働事業を進めていきます。また、提案型協働事業の成果発表等を通じた、具体的な協働事例の紹介により、協働に関する市民意識の啓発を図り、新たな市民協働の担い手づくりにつなげる等、推進体制を整備します。加えて、市民の政策決定過程への参画手法についても検討、拡充していきます。

1 協働マニュアル「協働のルールづくり」の活用、見直しの検討【変更】

2 提案型協働事業の充実と効果的な活用（本掲）

- ①新規団体の育成プログラムの検討（再掲）【新規】
- ②直面する課題など、より具体的な行政からの協働テーマの提示
- ③事業内容、実績の公開
- ④事業継続を見据えたフォローアップ調査の導入（本掲）【変更】
- ⑤民間相互の協働を促進する事業への対応検討（再掲）

重点 3 市民活動団体や企業、学校とのパートナーシップ協定等の実施【変更】

- ①連携協定等の実施・活用PR【新規】
- ②協働契約等、協働の仕組みの情報収集・検討【新規】

4 市民の政策決定過程への参画手法の充実【変更】

- ①ICTを活用した参画手法の検討【新規】
- ②会議等の公開、公募委員、タウンミーティング等の参画手法の充実・活用PR【新規】

5 協働機会創出のための行政情報の分かりやすい提供

- ・市民活動関連サイトへの行政情報の掲載
- ・市政出前講座の充実（再掲）
- ・協働実態調査を通じた情報提供方法等の見直し

6 持続可能な地域活動に向けた取り組み支援（再掲）【新規】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施	→	内容拡充	→	→
2	①検討・実施 ②～⑤継続実施	→	→	→	→
3	①実施 ②検討	→	（中間報告）	→	→
4	①検討 ②実施	→	（中間報告）	→	→
5	継続実施	→	→	→	→
6	検討・実施	→	→	→	→

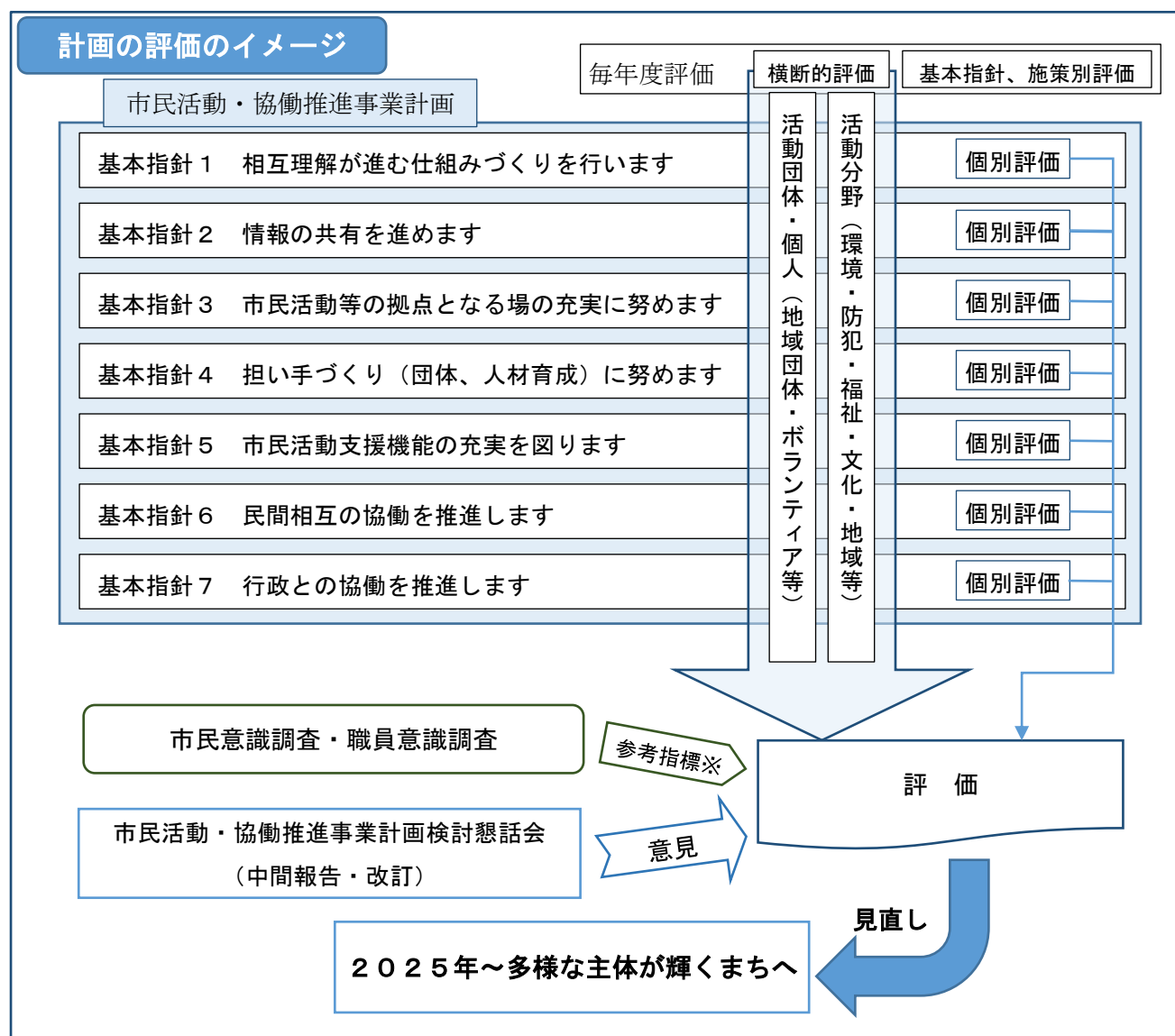
計画の進行管理

計画を着実に推進するため、各施策について進捗状況調書を毎年度作成し、計画、実施、評価、次年度の方針の内容を明らかにします。これにより単年度の状況を把握するとともに、その結果を蓄積することで計画期間を通しての状況把握を行います。

評価については、中間年（3年目）、最終年（5年目）に実施することとし、進捗状況調書による内部評価に加え、ヒアリングを行った上で、アンケートや外部委員による外部評価とすり合わせをし、これらの評価に基づき計画の見直しを行います。

また、これまでは、基本指針毎及び施策毎の評価のみでしたが、活動団体、活動分野毎の評価を、指針を横断する形で行うこととします。

市民活動・協働推進事業全体の状況を把握する指標として、市が行う市民意識調査、職員意識調査の項目を参考指標として提示します。



※市民意識調査・職員意識調査の項目における参考指標

内容	対象 指針	指 標		現状値 (令和2年)
市民意識 調査	3, 4	地域団体の活動への参加割合		43.5%
	3, 4	ボランティア活動やNPO活動への参加割合		23.3%
	2	市民参加のための取り組み認知 度	情報公開制度	26.7%
	1, 6, 7		市政出前講座	19.9%
	2		パブリックコメント	11.4%
職員意識 調査	1, 5, 7	市民活動との協働状況が進んでいると思う割合		31.6%
	1, 5, 7	協働を進めることが必要だと思う割合		82.6%
	1, 7	自治会以外の地域活動団体の活動への参加割合		48.7%
	1, 7	ボランティア活動への参加割合		21.2%

第4次市民活動・協働推進事業計画 進捗状況調書

		担当課名								作成年月		令和 年 月							
指 針 番 号	大項目																		
	中項目																		
	小項目																		
施策内容																			
活動分野等		地域活動	NPO・ボランティア活動	産・学等連携、その他	環境美化・環境学習	文化・学習活動	地域行事	スポーツ、レクリエーション	防犯・防災・交通安全	青少年育成活動	高齢者や障害者への福祉活動	まちづくり活動	子育て支援	人権教育・啓発活動	男女共同参画	景観保全、文化財保護活動	国際交流	観光	その他
現状・課題																			
実施内容																			
成果指標		現状																(年 月時点)	
		目標																R8年3月時点	
年 次 スケジュール (予 定)		令和2年度		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			
年度別 実施状況		年度	実施内容															担当部局による評価	
		R3																	
		R4																	
		R5																	
		R6																	
		R7																	
効果等																			

【達成度】 S: 予定を上回る A: 概ね予定どおり B: やや予定を下回る C: 予定を下回る

次年度以降 の取組方針	
----------------	--

1 活動分野等

事業の対象となる活動団体、分野等該当する箇所に○を記入します。

2 現状・課題

調書作成時点の状況分析を行い、現状、課題、強化すべき点等を明らかにします。

3 実施内容

実施する施策の内容を具体的に記入します。

4 成果指標

調書作成時点の現状、計画期間でめざしていく目標を数値等により具体的に記入します。

5 年次スケジュール（予定）

調書作成時点の第4次計画期間中の事業スケジュール（予定）を記入します。

6 年度別実施状況

各年度に実施した施策の実績を簡潔に記入し、その達成度に応じてS、A、B、Cの4段階で自己評価を行います。

評価ランク	意 味
S	予定を上回る。達成度の目安は、120%超。
A	概ね予定どおり。達成度の目安は、90%超。
B	やや予定を下回る。達成度の目安は、70%超。
C	予定を下回る。達成度の目安は、70%以下。

7 効果等

5ヵ年の目標に対する効果を記入するとともに、各年度の事業実施により得られた効果を記入します。他団体と協働して取り組む事業については、担当課に対する協働相手先からの意見や評価も記入します。

8 次年度以降の取り組み方針

自己評価、事業の効果を踏まえ、次年度以降の実施方針、改善内容等を記入します。

9 調書の活用

作成した調書は、中間評価及び次期計画策定において活用します。

姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会での検討経緯

1 構成員

	氏 名	役 職
座長	新 川 達 郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授
座長代理	藤 本 真 里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
構成員	長 田 秀 人	姫路市連合自治会 副会長
構成員	岩 田 稔 恵	姫路市連合婦人会 会長
構成員	長谷川 文 夫	姫路市老人クラブ連合会 副会長
構成員	森 下 龍 峰	姫路市子ども会連合会 会長
構成員	前 川 裕 司	認定特定非営利活動法人コムサロン二十一 理事長
構成員	大 森 正 雄	姫路城下町お散歩会 代表
構成員	大 西 弘	公募
構成員	依 田 法 子	公募

2 懇話会の開催

【第1回】

令和2年 7月27日（月） 15：00～ 姫路市役所北別館 401会議室

【議題】

姫路市の市民活動及び協働推進施策の状況について

姫路市市民活動・協働推進事業計画について

【主な論点、意見】

- ・職員アンケート結果を踏まえ、職員意識の向上策の取り組みが必要
- ・社会情勢の変化による地域活動に対する意識の変化への対応
- ・地域の風土、多様性等に合わせた事業をどのように取り入れるか
- ・7つの指針があるが、一つにまとめるようなキャッチコピー、目標等が必要
- ・行事の参加者数が多ければ、評価が高いという評価方法は正しいのか
- ・地域活動への支援内容について

【第2回】

令和2年 9月 8日（火） 10：00～ 姫路市役所 第4会議室

【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画の素案について

【主な論点、意見】

- ・「新しい時代」への明確な考え方を持つべきでは。市民側の立場で考えるべきでは
- ・地縁系の団体とNPO法人やボランティア団体では特色が違うが、どう融合させていくか
- ・課題解決に向け、様々な団体が連携していけるような状況を生み出すには、コーディネーターを設置する等、より具体化してはどうか
- ・愛市精神（郷土愛）を高めるような事業を追加してはどうか
- ・市と市民が考えているボランティアに隔たりがあるのではないか
- ・姫路市の地域力は非常に高い。これらを活かした活動ができるよう考えてもらいたい

【第3回】

令和2年11月17日（火） 10：00～ 姫路市役所北別館 402会議室

【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画のパブリック・コメント案について

【主な論点、意見】

- ・「地域活動団体の現状」に子ども会の状況も載せてもらいたい
- ・今回の計画では、第3次計画の令和元年度までの評価が掲載されているが、令和2年度の評価も第4次計画に活かしてもらいたい
- ・若者や行政職員のボランティア活動を推進できるような取り組みを組み込んでどうか
- ・地域や学校等への情報発信を集約して、一元的に行うことができる仕組みが必要
- ・提案型協働事業については、委託にすることや市の協働課による継続事業とするといった発展、展開が必要
- ・同じ制度が複数の基本指針に掲載されており、もう少しわかりやすく整理することが必要

【第4回】

令和3年 2月15日（月） 10：00～ 姫路市役所 第4会議室

【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画（案）にかかるパブリック・コメントの募集結果及び今後の流れについて

【主な論点、意見】

- ・パブリック・コメント制度の意見提出件数の増加策について
- ・市域の広い姫路市にとって、公民館の役割は重要。ICT環境整備等を進めてもらいたい
- ・当初の計画に固執することなく、状況の変化に応じて柔軟な対応をしてもらいたい
- ・計画が多くの子市民の目に触れるよう各世代に応じた手段で周知してほしい
- ・各種団体等との繋ぎ役として、この計画における市民活動推進課の役割は大きい

姫路市市民活動・協働推進事業計画

令和 3 年(2021 年)3 月

発行/姫路市 市民局 市民参画部 市民活動推進課

〒670-8501 姫路市安田 4 丁目 1 番地

TEL:079-221-2737 FAX:079-221-2758

MAIL:sankaku@city.himeji.lg.jp

市民活動推進課ホームページ（姫路市公式ホームページ内）

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000015640.html>

